
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.123 2018/7/4

1 既存添加物の販売等の実態調査について

6月27日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品基準審査課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

厚生労働省では「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について」（平成29年12月22日）により、現に販売の用に供されていない可能性がある196品目の既存添加物に関して販売等の状況について調査を行ったところ。

その結果、別添1に掲げる68品目の既存添加物については、添加物としての販売等の実態を確認するに足りる資料の提出が得られなかったことから、今般これらの品目の販売等の状況について、国内及び海外において調査を拡大して行うこととした。

については、平成29年調査と同様に、貴管内の既存添加物又はこれを含む製剤若しくは食品（以下「既存添加物等」という。）を販売等する営業者に対し、調査対象の既存添加物等について、販売等がなされているのであれば、別添2-1及び2-2により申出がなされるよう周知方お願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188409.html>